

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月8日

【会社名】 株式会社大和証券グループ本社

【英訳名】 Daiwa Securities Group Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 日比野 隆司

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03(5555)1111

【事務連絡者氏名】 財務部長 太田 一成

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03(5555)1111

【事務連絡者氏名】 財務部長 太田 一成

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0円
その他の者に対する割当
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額 574,000円
(注) 1 . 本募集は、平成28年6月28日開催の当社第79回定時株主
総会の特別決議及び平成29年1月30日開催の当社執行役
会決議に基づき、ストック・オプションを目的として新
株予約権を発行するものであります。
2 . 募集金額は、ストック・オプションとしての目的で発行
することから無償で発行するものといたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年1月30日付で提出した有価証券届出書及び平成29年1月31日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成29年2月8日に四半期報告書(事業年度 第80期第3四半期(自平成28年10月1日 至平成28年12月31日))を関東財務局長に提出したことに伴い、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

(添付書類の削除)

- ・ 第80期第3四半期(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)の業績の概要

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第79期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
平成28年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第80期第1四半期(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
平成28年8月10日関東財務局長に提出
事業年度 第80期第2四半期(自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)
平成28年11月11日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成28年7月1日に関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書
平成28年12月26日に関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書
平成29年1月30日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第79期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
平成28年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第80期第1四半期(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
平成28年8月10日関東財務局長に提出
事業年度 第80期第2四半期(自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)
平成28年11月11日関東財務局長に提出
事業年度 第80期第3四半期(自平成28年10月1日 至平成28年12月31日)
平成29年2月8日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成28年7月1日に関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書
平成28年12月26日に関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書
平成29年1月30日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類である有価証券報告書(第79期事業年度)又は四半期報告書(第80期第1四半期及び第80期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」という)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(訂正後)

参照書類である有価証券報告書(第79期事業年度)又は四半期報告書(第80期第1四半期、第80期第2四半期及び第80期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(注) 第80期第2四半期報告書の提出日以降、第80期第3四半期報告書提出日までの間に生じた変更は次のとおりであります。変更箇所については下線で示しております。

(1) 日本及び世界の景気、経済情勢、金融市場の変動に関するリスク

日本では、長年の懸念とされてきた社会保障の充実安定化と財政健全化の同時達成による日本経済再生を目指し、平成26年4月に17年ぶりの消費税率の引上げが行われました。平成28年1月には、デフレ脱却のため、日本の金融政策史上初めてマイナス金利政策の導入が決定されました。また、平成28年6月には、平成29年4月に予定されていた消費税率10%への引上げを平成31年10月まで延期することが発表されました。平成28年9月には、日銀が長短金利に操作目標を明示的に設定する「イールドカーブ・コントロール」が導入されました。消費税増税の延期により財政問題が深刻化したような場合や、金融政策の効果が期待通り得られずデフレが長期化した場合には、日本経済が再び低迷の危機に陥る可能性も否定できません。

米国では、平成28年12月にFOMC(連邦公開市場委員会)の決定により利上げが実施され、今後の追加的な利上げの見通しも示されたことで、米国経済の改善が示唆されましたが、新政権の今後の政策動向次第では先行き不安が高まる可能性があります。欧州地域においては、ECB(欧州中央銀行)による支援策等により一時の危機的状況は脱したとみられるものの、地政学リスクやシステミックリスクの高まり等により、その先行きは依然として不透明な状況です。中国、新興国においても、依然として、経済成長率のさらなる減速懸念がくすぶっており、予断を許さない状況が続いています。再び、財政状況や経済状況が悪化した場合には、世界的な金融危機や経済危機に発展する可能性も否定できません。

このように、日本における財政政策、金融政策の効果が期待通り得られない場合や、世界景気や経済情勢の停滞若しくは悪化など、日本を取り巻く経済環境に悪影響を及ぼす事象が発生した場合には、企業業績の悪化、株価の下落、為替の変動、金利の変動等により様々なリスクが顕在化することが想定されます。このような事態は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。